

城陽市の農業のあり方（原案）について

城陽市の農業のあり方（原案）について、別紙のとおり報告します。

記

別紙

資料1 城陽市の農業のあり方 策定状況について

資料2 城陽市の農業のあり方（原案）

資料1 城陽市の農業のあり方 策定状況について

(1) 現在の取組状況と今後の予定

年 月 日	内 容
令和4年 8月22日	城陽市農業振興協議会
9月 7日	令和4年 第9回城陽市農業委員会 定例総会
9月15日	令和4年 第3回城陽市議会定例会 建設常任委員会
10月27日	城陽市の農業のあり方 ワーキンググループ 設置
11月10日	第1回 城陽市の農業のあり方 ワーキンググループ
令和5年 1月26日	第2回 城陽市の農業のあり方 ワーキンググループ
2月 7日	令和5年 第2回城陽市農業委員会 定例総会
3月 1日	令和5年 第1回城陽市議会定例会 建設常任委員会
3月(予定)	第3回 城陽市の農業のあり方 ワーキンググループ
令和5年 4月(予定)	城陽市農業振興協議会
5月(予定)	令和5年 第5回城陽市農業委員会 定例総会
6月(予定)	令和5年 第2回城陽市議会定例会 建設常任委員会
	城陽市農業振興協議会(諮問・答申)
	策 定

(2) 城陽市の農業のあり方 ワーキンググループ メンバー

役 職	名 前	所 属
座長	中村 貴子	京都府立大学生命環境学部農学生命科学科 准教授
委員	池野 元紀	京都やましる農業協同組合 青壮年部城陽市支部長
	稲田 正文	農地利用最適化推進委員
	北尾 友亜規	京都やましる農業協同組合 城陽支店長
	北澤 喜則	城陽市茶生産組合 組合長
	木村 有美子	指導農業士
	十川 茂一	京都やましる農業協同組合理事
	谷 則男	城陽市農業委員会 会長
	堀土 弘	京都府山城北農業改良普及センター 副主査
アドバイザー	小田 一彦	一社) 京都府農業会議 副会長 公社) 京のふるさと産品協会 理事長 一財) 京都森林経営管理サポートセンター 理事長

城陽市の農業のあり方 (原案)

恵まれた風土（気候、水、土壌）と
地の利を活かした「心豊かな農業」づくり

令和 5 年 3 月
城 陽 市

目次

1. はじめに	1
(1) 背景と目的	1
(2) 「城陽市の農業のあり方」の位置づけについて	2
(3) 計画期間	2
2. 城陽市の農業の現状について	3
(1) 農業経営体数	3
(2) 年齢階層別経営者数	4
(3) 耕地面積規模別経営体数	5
(4) 農産物販売金額規模別経営体数	6
(5) 農産物産出額	7
(6) 経営耕地面積	9
(7) 耕作放棄地の状況	10
3. 城陽市の農業の課題について	11
(1) 社会経済状況への対応と特産物の振興	11
(2) 多様な担い手の確保	11
(3) 農業しやすい環境への対応	12
4. 城陽市の農業のあり方について	14
(1) 基本方針	14
(2) 主な取組	15
(3) 主な作物の振興方策	20
5. 地区別の振興方策	23
(1) 各地区の概況	23
(2) 地区別の課題と振興方策	25
<参考>	31

1. はじめに

(1) 背景と目的

本市の風土は比較的温暖な気候で、加えて豊富な地下水や恵まれた土壌があり、これらの環境は四季折々の本市特産物を育んでいます。

これまで、本市の人口は、平成7年には8万5千人のピークを迎え、京都、大阪のベッドタウンとして発展してきましたが、現在では7万4千人台まで人口が減少しており、高齢化率にあつては、34.0%と京都府南部の市において最も高い状態となっています。

また、平成7年までの人口の増加に対応するために農地が宅地へと転用され、経営耕地面積は昭和45年の709haから令和2年の258haと約64%減少するとともに、これに合わせる形で総農家戸数においても昭和45年1,146戸から令和2年には482戸と約58%減少しています。また、農業経営体数についても、平成22年に356経営体だった農業経営体数は令和2年においては、248経営体と10年で3割減少し、経営者の平均年齢も69.6歳と南部の他の4市や京都府と比較して高い状況となっています。これら状況から将来の担い手を確保し、魅力ある安定した農業経営を行う取組が急務となっています。

国においても、農業者の減少の加速化が見込まれる中、農地の集約化等を進めるとともに、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行が予定されており、この法律の改正を踏まえ、既に実質化している京力農場プランをさらに推進するために、本市においても地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定することとなります。

また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代等、社会・経済情勢の変化への対応が求められています。

そのような状況の中、本市は新名神高速道路の開通により、京阪神・中京圏の3千万人のアクセスが強化され、近畿随一の地理的優位性を備えた人やモノ、情報、サービスが行きかうハブ都市となる可能性を秘めています。

一方で本市の農業において、これらの環境の変化は特産物のブランド力・付加価値向上に寄与するだけでなく、農業経営、農地の都市的土地利用等に大きく関係することから、6次産業化等の取組も包含した、農業しやすい環境づくりによる持続可能な農業の展開を図ることが必要です。

以上のことから、まちづくりの変化に対応し、農業者の安定した農業経営、所得向上と、優良な農地の保全をめざし、持続可能な農業振興を図ることを目的に、本市の10年後の農業を示す、「城陽市の農業のあり方」をまとめました。

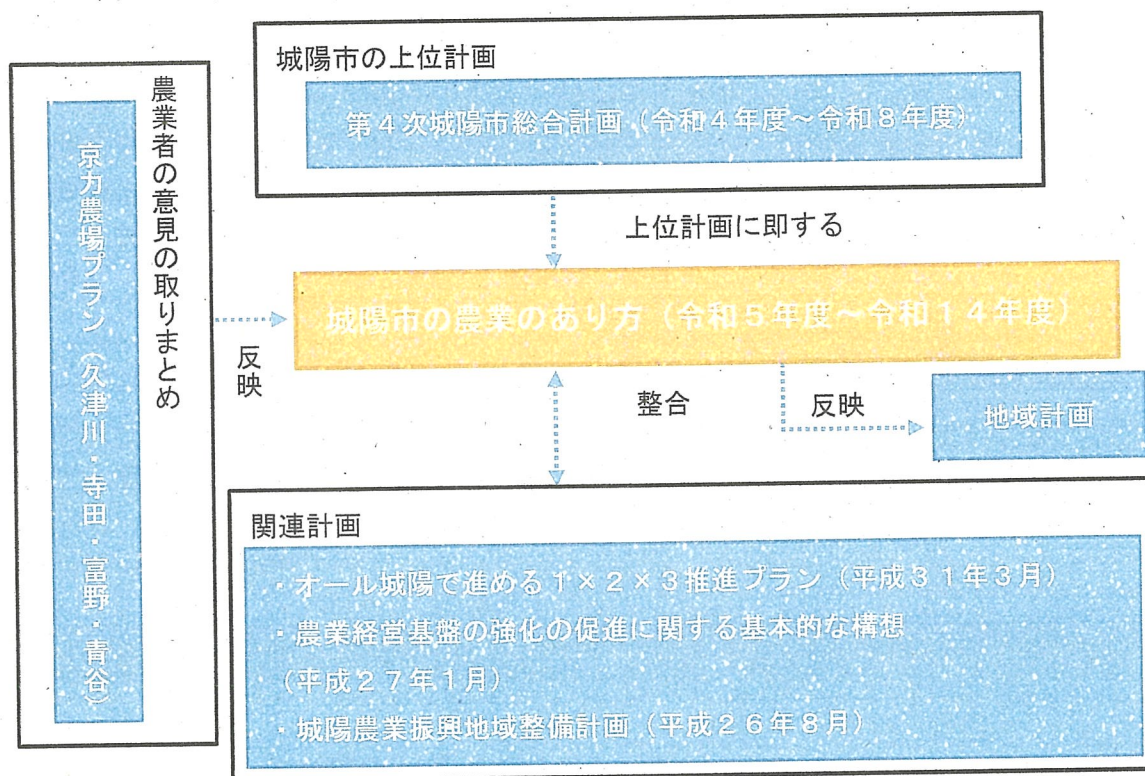
(2)「城陽市の農業のあり方」の位置づけについて

今回策定する「城陽市の農業のあり方」は、令和4年3月に策定した第4次城陽市総合計画後期基本計画に即した位置づけとなります。

また、本市では農業の関連計画として、「オール城陽で進める1×2×3推進プラン」等を策定し、農業振興に取り組んできました。

今回策定する「城陽市の農業のあり方」は、これらの関連計画の内容を包含するとともに、農業者の意見を取りまとめた「京力農場プラン」を反映して策定することとしています。また、今後策定する「地域計画」については、この「城陽市の農業のあり方」を踏まえ、策定していくこととしています。

(イメージ)



(3) 計画期間

本計画においては、令和5年度から令和14年度までの10ヵ年を計画期間として、令和14年度以降を展望しつつ農業振興を図っていきます。

2. 城陽市の農業の現状について

(1) 農業経営体数

城陽市、京都府、南部4市（宇治市、八幡市、京田辺市、木津川市）ともにこの10年間で農業経営体数は減少し続けています。城陽市の増減率は京都府よりも小さいものの、宇治市に次いで30.3%の減少となっています。

（単位：経営体）

	平成22 年①	平成27 年	令和2年 ②	増減率 ②/①
城陽市	356	300	248	▲30.3%
京都府	21,678	18,016	14,181	▲34.6%
宇治市	219	173	152	▲30.6%
八幡市	337	315	244	▲27.6%
京田辺市	632	563	507	▲19.8%
木津川市	941	794	677	▲28.1%

出典：農林業センサス

農業経営体：農産物の生産を行い、経営耕地面積等が基準以上の事業又は委託を受けて農作業を行う者をいう。

基準例：

- ・経営耕地面積30a以上
- ・農業生産物の販売額が50万円相当の事業規模等

（参考：城陽市の農家戸数と人口の推移）

（単位：人）（単位：戸）

	人口	農家戸数
昭和45年	35,658	1,146
昭和50年	58,916	1,016
昭和55年	74,350	941
昭和60年	81,850	889
平成2年	84,770	745
平成7年	85,398	709
平成12年	84,346	622
平成17年	81,636	576
平成22年	80,037	542
平成27年	76,689	568
令和2年	74,607	482

出典：農林業センサス、国勢調査

(2) 年齢階層別経営者数

経営者の年齢階層別に城陽市と京都府、南部4市と比較すると、令和2年では75歳以上の割合が宇治市と京田辺市を除き30%を超えていることがわかります。また、平均年齢も木津川市に次いで城陽市が2番目に高いことがわかります。

(単位：人)

	年	計	30歳未満	40歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	75歳以上	平均年齢
城陽市	平成22年	345	0	5	15	21	50	62	55	42	95	66.8
	平成27年	290	0	4	11	12	25	50	64	54	70	67.8
	令和2年	248	0	2	12	9	15	24	53	54	79	69.6
	令和2年における各割合		0.0%	0.8%	4.8%	3.6%	6.0%	9.7%	21.4%	21.8%	31.9%	
京都府	平成22年	21,172	23	263	1,197	1,592	2,581	3,359	3,013	3,072	6,072	66.7
	平成27年	17,485	28	211	768	994	1,768	2,735	3,117	2,629	5,235	67.8
	令和2年	14,181	27	201	662	572	1,100	1,867	2,618	2,724	4,410	68.8
	令和2年における各割合		0.2%	1.4%	4.7%	4.0%	7.8%	13.2%	18.5%	19.2%	31.1%	
宇治市	平成22年	214	0	2	12	17	26	30	23	46	58	67.2
	平成27年	169	0	3	12	10	21	28	27	18	50	66.4
	令和2年	152	1	5	12	9	12	23	26	25	39	66.0
	令和2年における各割合		0.7%	3.3%	7.9%	5.9%	7.9%	15.1%	17.1%	16.4%	25.7%	
八幡市	平成22年	335	0	3	17	25	40	53	43	55	99	67.2
	平成27年	311	1	4	21	22	38	49	47	40	89	66.7
	令和2年	244	1	6	12	12	17	34	40	42	80	68.4
	令和2年における各割合		0.4%	2.5%	4.9%	4.9%	7.0%	13.9%	16.4%	17.2%	32.8%	
京田辺市	平成22年	627	1	1	29	69	82	105	80	92	168	66.2
	平成27年	557	4	2	17	33	78	95	93	74	161	67.5
	令和2年	507	2	6	16	23	39	88	98	91	144	68.6
	令和2年における各割合		0.4%	1.2%	3.2%	4.5%	7.7%	17.4%	19.3%	17.9%	28.4%	
木津川市	平成22年	937	1	13	39	75	114	176	138	125	256	66.4
	平成27年	788	0	12	24	31	79	128	159	121	234	68.2
	令和2年	677	0	7	25	15	39	90	135	149	217	69.9
	令和2年における各割合		0.0%	1.0%	3.7%	2.2%	5.8%	13.3%	19.9%	22.0%	32.1%	

出典：農林業センサス

(3) 耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別の経営体数では、城陽市、南部4市平均、京都府共に1.0ha未満の面積を経営している経営体の割合が最も高くなっており、宇治市と八幡市以外は約7割となっています。

(単位：経営体)

	年	計	経営耕地 なし	0.3ha 未満	1.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満	5.0ha 以上
城陽市	平成22年	356	0	10	250	90	6	0
	平成27年	300	0	6	206	77	9	2
	令和2年	248	2	4	167	63	9	3
	令和2年における各割合		0.8%	1.6%	67.3%	25.4%	3.6%	1.2%
京都府	平成22年	21,678	0	417	15,674	4,777	457	353
	平成27年	18,016	0	357	12,587	4,175	488	409
	令和2年	14,181	117	221	9,529	3,323	497	494
	令和2年における各割合		0.8%	1.6%	67.2%	23.4%	3.5%	3.5%
宇治市	平成22年	219	0	4	142	66	4	3
	平成27年	173	0	5	103	56	6	3
	令和2年	152	4	3	77	50	10	8
	令和2年における各割合		2.6%	2.0%	50.7%	32.9%	6.6%	5.3%
八幡市	平成22年	337	0	2	204	124	5	2
	平成27年	315	0	4	191	110	6	4
	令和2年	244	0	7	139	86	4	8
	令和2年における各割合		0.0%	2.9%	57.0%	35.2%	1.6%	3.3%
京田辺市	平成22年	632	0	5	442	177	7	1
	平成27年	563	0	1	397	155	7	3
	令和2年	507	0	3	340	152	8	4
	令和2年における各割合		0.0%	0.6%	67.1%	30.0%	1.6%	0.8%
木津川市	平成22年	941	0	9	681	233	16	2
	平成27年	794	0	10	567	200	12	5
	令和2年	677	1	14	454	182	14	12
	令和2年における各割合		0.1%	2.1%	67.1%	26.9%	2.1%	1.8%

出典：農林業センサス

(4) 農産物販売金額規模別経営体数

販売金額規模別経営体数を見ると、城陽市、京都府、京田辺市、木津川市で50万円未満の割合が約半数を占めています。一方で、城陽市では1,000万円以上の経営体の割合が約9.3%と、宇治市と八幡市に次いで高くなっています。

(単位：経営体)

	年	計	販売なし	50万円 未満	100万円 未満	300万円 未満	500万円 未満	1,000万 円未満	3,000万 円未満	3,000万 円以上
城陽市	平成22年	345	69	94	57	78	17	17	19	5
	平成27年	290	49	92	53	48	16	17	19	6
	令和2年	248	40	83	42	41	10	9	18	5
	令和2年における各割合		16.1%	33.5%	16.9%	16.5%	4.0%	3.6%	7.3%	2.0%
京都府	平成22年	21,172	3,328	10,017	3,252	2,818	767	771	584	141
	平成27年	17,485	2,550	8,769	2,515	2,185	670	668	515	144
	令和2年	14,181	2,268	5,874	2,336	1,874	558	608	482	181
	令和2年における各割合		16.0%	41.4%	16.5%	13.2%	3.9%	4.3%	3.4%	1.3%
宇治市	平成22年	219	40	69	23	20	11	20	33	3
	平成27年	173	25	47	26	18	15	14	27	1
	令和2年	152	21	35	23	19	15	10	21	8
	令和2年における各割合		13.8%	23.0%	15.1%	12.5%	9.9%	6.6%	13.8%	5.3%
八幡市	平成22年	337	36	70	55	78	36	32	27	3
	平成27年	315	34	85	45	69	31	21	23	7
	令和2年	244	28	53	46	45	21	19	19	13
	令和2年における各割合		11.5%	21.7%	18.9%	18.4%	8.6%	7.8%	7.8%	5.3%
京田辺市	平成22年	632	96	261	94	111	36	26	6	2
	平成27年	563	99	238	93	71	30	17	14	1
	令和2年	507	91	196	95	65	32	17	8	3
	令和2年における各割合		17.9%	38.7%	18.7%	12.8%	6.3%	3.4%	1.6%	0.6%
木津川市	平成22年	941	118	357	191	159	44	45	20	7
	平成27年	794	103	335	128	134	37	32	19	6
	令和2年	677	104	257	118	111	32	27	19	9
	令和2年における各割合		15.4%	38.0%	17.4%	16.4%	4.7%	4.0%	2.8%	1.3%

出典：農林業センサス

(5) 農産物産出額

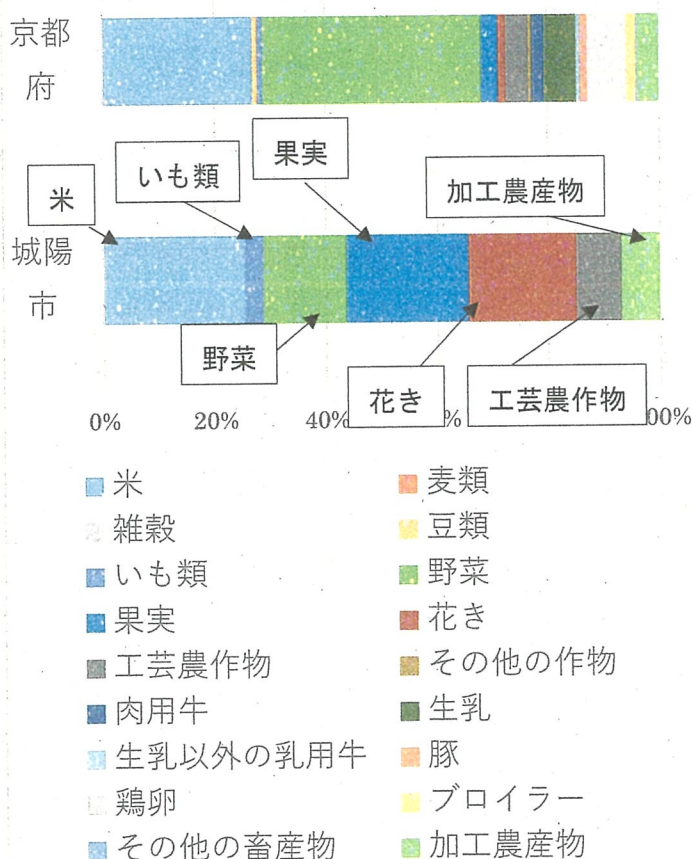
部門別農業産出額をみると、京都府と比べ「いも類」、「果実」、「花き」、「生茶等の工芸農作物」及び「加工農産物」の占める割合が高くなっています。米も京都府より割合は低いものの、約24%を占めています。

※本市の主要農産物の生産・流通等に関する基礎データは次ページ参照

	京都府	城陽市
合計	64,200	920
米	17,100	220
麦類	x	0
雑穀	0	0
豆類	600	0
いも類	600	30
野菜	25,000	130
果実	1,900	190
花き	900	170
工芸農作物（生茶等）	2,600	70
その他の作物	400	0
肉用牛	1,500	0
生乳	3,600	x
生乳以外の乳用牛	500	x
豚	800	
鶏卵	4,500	x
ブロイラー	1,000	0
その他の畜産物	200	x
加工農産物（荒茶等）	2,400	60

単位：百万円

部門別農業産出額（令和2年）



【出典】

都道府県単位：農林水産省「都道府県別農業産出額及び生産農業所得」

市区町村単位：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

※農業産出額の推計式は下記のとおり

- ・ 個別農産物の産出額 = 個別農産物生産数量 × 個別農産物農家庭先販売価格
- ・ 個別加工農産物の産出額 = (個別加工農産物の生産数量 × 個別加工農産物の農家庭先販売価格) - (個別加工農産物の原料数量 × 個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格)

※市町村別農業産出額は上記方法で推計した都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し作成した。

※「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

表：本市主要農産物の状況

農産物	種類・品種	生産（※）	出荷・流通	備考
茶 (てん茶)	てん茶(さみどり、やぶきた、あさひ等)	・栽培面積29.6ha ・生産農家20戸 ・生産量(生葉)200t ・5月上～5月下	・出荷量(荒茶)33t ・荒茶加工の後、茶問屋や茶市場へ出荷 ・茶問屋でブレンド	・ほとんどが専業 ・2019年度関西茶品評会「てん茶の部」で産地賞獲得
梅	大梅(城州白、白加賀等)、小梅(オタフダルマ等)	・栽培面積20ha ・生産農家50戸 ・生産量90t(内城州白40t) ・5月下(小梅)～6月下(城州白)	・出荷量90t ⇒京阪神市場(小梅)、市内外の商工業者等(大梅) ・主にJA京都やましろより出荷	・城州白は市内外からニーズが高い ・城州白とその他で大きな価格差あり ・生梅の他、御菓子や梅酒など多用途
イチジク	栂井ドーフィン、他	・栽培面積18ha ・生産農家104戸 ・生産量409t ・8月～10月	・京都市場が中心 ・出荷量400t ・直売や市内外の飲食店との相対あり	・日持ちしないため、当日出荷が原則 ・遠距離輸送が困難 ・規格外品が多く発生
カンショ (寺田イモ)	金時、紅はるか、他	・栽培面積7.5ha ・生産農家25戸 ・9月下～11月上	・市場出荷なし(相対取引、直売所、観光農園等で利用)	・本市荒州地域で栽培されるカンショの通称 ・観光農園事業
花き	①花しょうぶ ②カキツバタ ③カラー ④ハス	面積、戸数 ①2.1ha、10戸 ②2.5ha、7戸 ③1.1ha、7戸 ④8.6ha、12戸	・大阪市場が中心 ・独自販路を有している農業者もあり	
その他	①トマト ②ネギ ③ナス ④だいこん、他	面積、経営体数 ①1.0ha、11 ②不明、12 ③1.0ha、18 ④不明、28	・市場出荷の他、市内直売所や農業者個人による直売あり	・専業農家は少数

※各品目の生産等に関するデータの出典

○茶 令和3年度京都府茶業統計(本市回答値)

○花き 令和3年産花き生産調査(本市回答値)

○その他の作物 令和2年農林業センサス

なお、梅とイチジク及びカンショの各データは、関係者への聞き取りの推計値。

(6) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積（農業経営体が経営している耕地）の減少率において10年間で16.8%減少と、京都府や南部3市（八幡市、京田辺市、木津川市）よりも高くなっています。

（単位：a）

	年	総面積	田	畑	樹園地
城陽市	平成22年①	30,963	19,793	5,602	5,568
	平成27年	30,686	19,144	4,655	6,887
	令和2年②	25,757	16,463	3,281	6,013
	増減率②/①	▲16.8%	▲16.8%	▲41.4%	8.0%
京都府	平成22年①	2,122,625	1,714,618	213,288	194,719
	平成27年	1,965,176	1,584,603	209,636	170,937
	令和2年②	1,844,021	1,473,209	208,850	161,962
	増減率②/①	▲13.1%	▲14.1%	▲2.1%	▲16.8%
宇治市	平成22年①	21,464	15,184	1,600	4,680
	平成27年	18,702	12,815	2,039	3,848
	令和2年②	61,535	55,814	1,971	3,750
	増減率②/①	186.7%	267.6%	23.2%	▲19.9%
八幡市	平成22年①	34,080	25,608	5,547	2,925
	平成27年	33,355	25,680	5,368	2,307
	令和2年②	31,321	22,362	5,330	3,629
	増減率②/①	▲8.1%	▲12.7%	▲3.9%	24.1%
京田辺市	平成22年①	54,100	45,351	5,902	2,847
	平成27年	49,528	42,163	5,443	1,922
	令和2年②	47,071	40,800	3,839	2,432
	増減率②/①	▲13.0%	▲10.0%	▲35.0%	▲14.6%
木津川市	平成22年①	79,404	53,190	11,868	14,346
	平成27年	76,383	46,764	14,275	15,344
	令和2年②	73,661	46,928	16,615	10,118
	増減率②/①	▲7.2%	▲11.8%	40.0%	▲29.5%

出典：農林業センサス

※宇治市の令和2年調査はエラーが生じている

各項目の定義：

- ・ 田：耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地（ただし、けい畔があっても木本性周年植物を栽培している耕地は樹園地となる。）
- ・ 畑：耕地のうち田と樹園地を除いた土地
- ・ 樹園地：木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で、果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもので肥培管理している土地

参考：城陽市の経営耕地面積の推移

(単位：ha)

	計	田	畑	樹園地
昭和45年	709	496	83	130
昭和50年	590	395	85	110
昭和55年	509	346	77	86
昭和60年	477	304	80	93
平成2年	428	276	63	89
平成7年	412	262	65	85
平成12年	381	244	54	83
平成17年	298	194	52	52
平成22年	310	198	56	56
平成27年	307	191	47	69
令和2年	258	165	33	60

出典：農林業センサス

(7) 耕作放棄地の状況

本市の耕作放棄地の状況を見ると、経営耕地面積以外を含めた農地台帳に登録されている農地面積のうち、調査後の面積は農地面積全体の1%を超えていますが、農業委員会の指導や貸借等調整等の結果、1%以下の状況に改善されています。

度	農地面積 (ha)	状況	筆数 (筆)	面積 (ha)	割合 (%)
平成29年度	524	調査後	120	8.1	1.55
		指導・貸借等調整後	35	2.6	0.50
平成30年度	523	調査後	110	6.9	1.32
		指導・貸借等調整後	34	2.3	0.44
令和元年度	520	調査後	113	7.7	1.48
		指導・貸借等調整後	30	1.8	0.35
令和2年度	517	調査後	105	6.7	1.30
		指導・貸借等調整後	40	2.8	0.54
令和3年度	512	調査後	140	9.2	1.80
		指導・貸借等調整後	35	2.6	0.51

出典：農地利用状況調査

3. 城陽市の農業の課題について

(1) 社会経済状況への対応と特産物の振興

本市の農業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会構造の変化として、外出自粛やインバウンド減少等による飲食業・観光業への打撃で、外食・土産物・イベント向けの農産物の売上が低迷し、中食需要の拡大や販路の多様化が加速し、これへの対応が求められています。また、ロシアによるウクライナ侵略などに伴い、燃油や肥料等、輸入依存度の高い生産資材の価格が高騰し、生産コストが上昇するといった、食料の安定供給を脅かす新たなリスクが発生しています。さらに、近年多発している大規模自然災害や気候変動への対応が求められています。また、農業者の高齢化や農業者の減少に伴い、中核的担い手として期待される農業者の確保が課題となっています。

一方、新名神高速道路の開通や、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットのオープン、府立木津川運動公園の北側ゾーンの暫定オープン、基幹物流施設のオープンといった大きなまちの動きを契機とし、増加が期待される交流人口、来訪者に対して、本市が全国に誇る茶、梅、イチジク、カンショや湧水花きなど、訴求効果のある農産物のブランド化等による付加価値向上と、需要・販路拡大等による農業者の安定した農業経営、所得向上につなげていくことが重要です。

本市の生産作物には、上記の特産物に加えて米や京野菜などの作物も栽培されており、これらの新鮮で安全な農作物を市民に供給する「城陽旬菜市」等の直売所の充実による地産地消の積極的な推進や生産者との交流の促進が課題となっています。

(2) 多様な担い手の確保

本市の農業者について、約7割が経営耕地面積1.0ha未満と経営面積が小規模であること、販売金額についても50万円未満が半数であることから、小規模経営の農業者が多いことが特徴となっています。これら小規模の農業者も含めた農地の持つ多面的機能の面において、土砂崩れや土の流出を防ぐことや、洪水の防止、川の流れを安定させきれいな地下水をつくること、美しい風景や生き物をはぐくむといった一面もあります。

次に城陽市の農業経営体数は、平成22年の356経営体から令和2年の248経営体と、10年間で30.3%減少しており、また平均年齢においても令和2年では69.6歳と京都府よりも高くまた、南部4市と比較しても木津川市(69.9歳)に次いで高く、農業従事者の高齢化率は高くなっています。今後もこの高齢化の傾向は続き、後継者不足により、離農する農

家や、現状、概ね横ばいとなっている耕作放棄地が今後増加する恐れがあります。

国においても、地域の農業生産や農地を確保し、持続可能なものとするため、別の仕事をしながら農業をする「半農半X」や、多様な人材の活躍の促進、認定農業者や新規就農者、女性の農業分野への参画を推進しています。

また、農業を営むことの価値観も多様化し、認定農業者を中心とした所得向上のための農業や、農を介した教育等で土と親しむこと、自身のライフスタイルに応じて余暇を楽しみつつ営む農業など、農業に様々な形で携わる「心豊かな農業」の広がりが見られるようになっていきます。

本市農業の中心的役割を担っている本市の認定農業者につきましても、その特徴として小さな面積で高収益作物を栽培することで経営が成立していること、本市全体の農業者の年齢構造と同様に個人の認定農業者や認定新規就農者35名のうち、50歳未満の農業者が17名の48.6%と本市全体の5.6%よりも高い年齢構成ではありますが、現状の認定農業者が経営する面積で精いっぱい状況であることや、現状の面積を拡大する意向を持たれている認定農業者が少ないことから、既存の認定農業者にこれ以上の規模拡大を望むことは難しい状況ではありますが、認定農業者を始めとする専業農家の所得向上に向けた取組を図るとともに、小規模な農業者を支える取組を図ることが課題となっています。

これらのことから、次の世代の農地の保全のためには、認定農業者や新規就農者の育成・確保を始め、経営継承の仕組みの構築や、女性や定年帰農によるシニア世代、農福連携の取組や農業分野に新たに参入する事業者などを「多様な担い手」として位置づけ、確保・育成するとともに、貸農園等遊休農地の有効活用や、農地等の環境資源としての役割を活かした景観の形成、生態系の保全・再生等、幅広い活動を図ることが、安定した農業経営、所得向上のみならず、優良な農地の保全をめざした持続可能な農業振興を図るうえでの課題となっています。

本市の部門別農業産出額の約24%を占める米の生産者についても、年々深刻化しているジャンボタニシによる水稻被害や、近年の米の買い取り価格の下落に伴い、米を作っても赤字になる状況となっていること、水稻から高収益作物への転換も進まないことから、今後の水田農業をどうするかが課題となっています。

(3) 農業しやすい環境への対応

安定した農業経営や、耕作放棄地への対策として、農地の集積が課題となっていますが、本市の農地の特徴として、小さく不整形で農機が入ることのできない農地や、用排水路が無く隣接農地に頼るため、農作業がしにくい農

地も多くあります。

これら課題を解決する手法として、農地を集約し、整形な区画に整備し、効率的に農業を行うほ場整備事業がありますが、城陽市内のほ場整備が完成した農地面積は12.3haと市内の農地面積512haの2.4%と低い状況にあります。事業実施には地権者全員の賛同を得ることが大前提ですが、現状市内で地元の気運も低いことが課題となっています。

農地の状況については、現状所有されている農地が点在していることが多く、農作業には効率的とは言えない状況や、イチジクや花き類等の作物毎に集団化した状況とは言えない状況もあります。耕作放棄地の状況につきましても、例年農業委員の指導や、農地所有者一人一人の努力もあって、面積は拡大されていませんが、引き続きこの状況を維持する必要があります。

また、京力農場プランを踏まえ策定する「地域計画」を、実効性のある計画とするためには農地を手放したい農業者や規模を拡大したい農業者の具体的な考え、意向等について把握し、これらの意向に基づき意欲ある農業者に農地を集約し、農業しやすい環境を講じることで、農業の生産効率を高めることが必要です。

近年では市南部地域を中心に、シカによる梅を始めとする果樹の食害被害や、市内全域のアライグマによる農作物被害が深刻な課題となっています。

4. 城陽市の農業のあり方について

目 指 す 姿 (案)

恵まれた風土（気候、水、土壌）と 地の利を活かした「心豊かな農業」づくり

本市の恵まれた気候、水、土壌といった「風土」に育まれた特産物の振興を図るとともに、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、来訪者、交流人口の増加等により、本市の農業の特徴である都市近郊農業の地理的優位性がさらに高まり、この地の利を活かした認定農業者を始めとする多様な担い手の所得向上、そして自身のライフスタイルに応じて余暇を楽しみつつ営む農業者等、農業に携わる様々な人が、心豊かになる農業づくりを目指すこととします。

目指す姿を実現するにあたり、自身の所得向上のための新たな取組に「積極的に挑戦する農業者」と、「行政（国、府、市）」や「関係機関（ＪＡ、土地改良区、農家組合、（一社）京都府農業会議、農業委員会等）」が連携して取り組むために、基本方針を定めます。

（１）基本方針

①まちづくりの進展に即した新たな本市農業の展開

本市は、これまで都市近郊農業の利点を活かした農業振興を進めてきました。今回、新名神高速道路の開通等に伴う本市への来訪者の増加等、地の利の向上は特産物の販路開拓が期待できる絶好のチャンスであり、本市の農業者の所得が向上し、希望をもって営農できる持続可能な魅力ある農業経営に向け、城陽市の農業の発展に向けた取組を展開します。

②多様な担い手の参画による農地の保全・活用

認定農業者や新規就農者の育成・確保を始め、女性や定年帰農によるシニア世代、農福連携の取組や農業分野に新たに参入する事業者などの多様な担い手を育成・確保することで、本市の優良農地を担っていただく多くの農業者等を確保し、今後さらに進行する高齢化等により、農地が耕作放棄地にならないよう、次の世代への農地の継承を図ります。

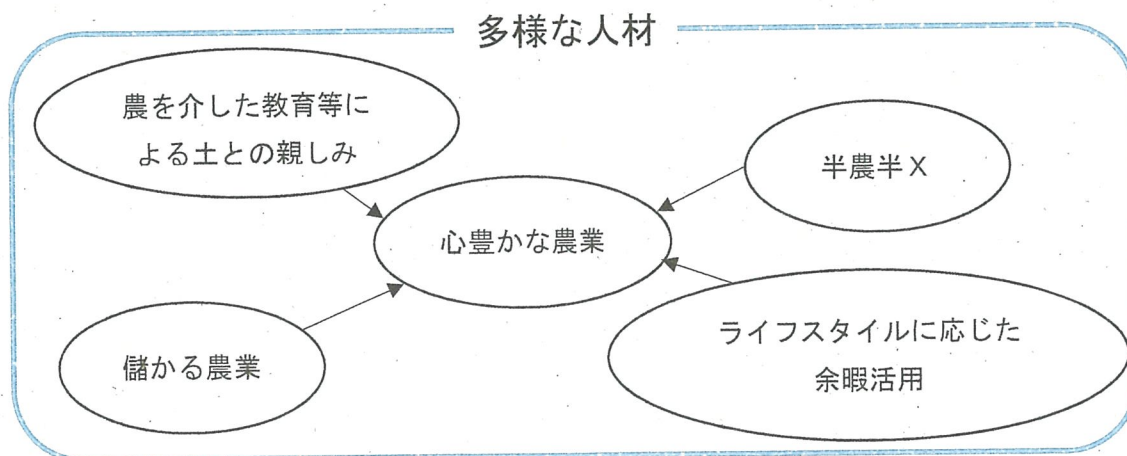
③農作業しやすい環境づくりを進め持続可能な農業の構築

今後も引き続き営農を継続される農業者の声に耳を傾け、意欲ある農業者が農業しやすい環境づくりを講じることで、持続可能な農業振興に向けた取組を進めます。

本市の農業の「強み」

- ・ 新名神高速道路の全線開通により、京阪神・中京圏の3千万人のアクセスが飛躍的に強化され、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの進出等、これら大型プロジェクトによる来訪者、交流人口の増加による農産物の販路拡大が期待できる。
- ・ 本市には全国に誇れる茶、梅、イチジク、カンショや湧水花きなど、訴求効果のある農産物生産が行われている。
- ・ 経営耕地面積は、約7割が1.0ha未満と小規模であるが、一方で農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体の割合が9.3%と宇治市や八幡市に次いで高くなっており、本市の高収益作物を活かしてさらにこの割合を向上するポテンシャルを秘めている。
- ・ 城陽の温暖な気候、豊富な水源、恵まれた土壌に育まれた特産物(茶、梅、イチジク、カンショ、湧水花き)が栽培されており、これら特産物を活かした振興を図ることができる。

「心豊かな農業」づくり(イメージ)



(2) 主な取組

基本方針に基づく取組を進めるにあたり、

①従来から継続して今後も取り組む「継続した取組」

②令和5年度から令和9年度までに新たに取り組む「短期的な取組」

③令和10年度から令和14年度までに取り組む「中長期的な取組」

として設定し、取り組むこととします。

また、施策・取組の検討・実施及び評価・検証は城陽市農業振興協議会において実施し、施策の実施状況とその効果を評価・検証するとともに、その結果に応じて、柔軟に施策・取組の見直しを行います。

①まちづくりの進展に即した新たな本市農業の展開

本市を取り巻く環境は、新名神高速道路の開通や、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの進出等、これら大型プロジェクトによる交流人口の増加等を、本市の恵まれた気候、水、土壌に育まれた農産物の販路の開拓が期待できる絶好のチャンスであり、販売機能の強化を京都府やＪＡとも連携した取組を進めます。

また、農業者が所得向上のために積極的にチャレンジする、交流人口、来訪者の増加を活かした取組や、関係人口を巻き込んだ取組を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の継続や国際情勢の影響の中、農業者への経営継続の支援を国や京都府の支援も活用しながら取組めます。

市民に対しても、食育の観点からも踏まえ、安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、地産地消の推進も併せて図ります。

(具体的な施策)

施策群	具体的な取組		
	継続した取組	短期的な取組	中長期的な取組
農産物の販売機能の強化		・本市特産物販売所の整備	・市内直売所機能の拡大・充実
特産物振興に向けた農業者への支援	・農業者による特産物のＰＲへの支援 ・６次産業化の取組の促進 ・農商工連携の取組の促進 ・企業・大学・研究機関との共同研究や、小中学校・高等教育機関や地域団体等と協力した取組の促進	・観光農園等の市内各地域への周遊を促すサービスの開発等の取組を支援 ・６次化産品の販路拡大支援 ・共同研究結果の技術導入支援 ・スマート農業の普及啓発	・スマート農業導入支援
農業者の経営継続の支援	・コロナ禍における農業経営支援 ・肥料等農業資材価格高騰対策の支援	・withコロナ、ポストコロナに向けた農業者の新たな取組への支援 ・化学肥料軽減に向けた取組を支援	・農業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組への支援

施策群	具体的な取組		
	継続した取組	短期的な取組	中長期的な取組
地産地消の推進	・学校給食への米や京野菜を始めとする地元農産物の提供	・本市特産物販売所の整備（再掲） ・小学校と連携した農業体験	・市内直売所機能の拡大・充実（再掲）

②多様な担い手の参画による農地の保全・活用

本市農地の保全のためには、多様な担い手等の参画と多様な担い手を迎える仕組みの構築により次の世代にも優良な農地を保全・活用していくことが重要であり、その促進を図ります。

これからは、新規就農者や認定農業者のさらなる確保、育成を図るとともに、生産性を高めるために規模拡大の意向のある農業者への農地の流動化を促進し農地の集積について、農地中間管理機構や農業委員会と連携し取り組みます。

また、多様な担い手が講じる貸農園や農業体験への参加等、農業者以外が農地を利用する仕組みについても関係機関と連携し、支援を図ります。

さらに、地域の農業のあり方について、担い手確保・育成や今後の農地の有効な利用等、地域の課題解決に向け、地域の考え、意向も確認しながら、農業委員会とともに、地域計画の策定に向けた地域の話し合いを進めます。

水田農業への取り組みについては、高収益作物への転換を基本としつつ、農地の保全や水田が持つ多面的機能の面において、洪水の防止、美しい風景や生き物をはぐくむ等といったその多面的機能の観点も踏まえ、水稻生産者への支援を図るとともに、水田農業を担う法人等の組織づくりを関係機関と連携し、検討します。

（具体的な施策）

施策群	具体的な取組		
	継続した取組	短期的な取組	中長期的な取組
多様な担い手の育成・確保	・地域担い手総合支援協議会の活動支援 ・認定農業者の育成・確保	・農作業受託組織の育成 ・農業機械の共同化の検討 ・女性や高齢者等をはじめとする様々な農業者が農作業に従事できるための必要な機 - 具への支援	・多様な担い手への農地の集約

施策群	具体的な取組		
	継続した取組	短期的な取組	中長期的な取組
		・定年帰農によるシニア世代への農業技術研修の開催 ・農業分野に参入する社会福祉法人や民間事業者への支援 ・小学校と連携した農業体験（再掲） ・経営継承の支援	
法人化・集落営農への支援	・府等の農業法人に関する研修会の周知	・農業経営研修会の開催	・農業法人への農地の集約 ・農業経営者の育成
農地の保全・集約	・農地中間管理事業の実施	・地域計画の策定 ・地域計画に基づく中核的担い手への農地の集約 ・貸農園や農業体験による農地の活用	・作物毎の農地の集約 ・農地のマッチング ・離農者からの事業承継の仕組みの検討 ・地域を巻き込んだ農地保全の取組の検討
水田農業の取組	・ジャンボタニシ対策の支援 ・経営所得安定対策	・農作業受託組織の育成（再掲）	・農作業受託組織への農地の集約 ・ミニライスセンター設置に向けた検討

③農作業しやすい環境づくりを進め持続可能な農業の構築

効率的な農作業を進めるためには、農地の集約化やほ場整備を始めとする土地改良事業の実施が必要となりますが、実施のためには土地の形状の変更も伴うことから、地元の気運が重要であり、地元のからの要請を踏まえ、京都府やJA等関係機関とも連携しながら気運醸成に向け取り組みます。

また、作物毎に農地が集約していることで、効率的に農業しやすい環境が期待できることから、農業者の収益性を高めるため、茶・イチジクを始めとする高収益作物への転換を促進するとともに、京力農場プランを踏まえた地域計画の取組を進める中で作物毎の農地の集約のあり方や農業を積極的に振興する方策について地域を交えた話し合いを通じて検討を進め、地域計画策定後もこれに基づく農地の集約と農業基盤整備に向けた気運醸成の取組を進めます。

耕作放棄地についても引き続き、貸借等の農地所有者との調整を図りなが

ら拡大しないよう農業委員会と連携をとって進めます。

農地の面積については、農業者の高齢化や後継者不足等に起因する担い手不足による耕作放棄地の防止や、生産性や効率化の向上、また、都市的土地利用への転換なども踏まえ、農地全体を見直し、京都府や地元とも協議をしつつ検討を進めます。なお、農地の都市的土地利用への転換にあたっては、無秩序な農地転用を防止する観点からも、地権者の同意状況や事業の熟度も鑑み、市の都市計画と整合する形で取り組みを進めます。

また、新名神高速道路のインパクトを活かしたまちづくりを進めるうえで、引き続き城陽市で営農を続けていきたいという農業者の声に耳を傾け、既存農地が新たに都市的土地利用を図る場合においても周辺農地への影響を最小限とし、引き続き営農できるよう農業しやすい環境が継続できるよう農業者に寄り添った対応を進めます。

有害鳥獣対策や疫病被害による農作物被害の対策につきましても、猟友会や府と連携した取組や、農業者自ら講じる侵入防止策等の対策への支援を国・府等の財源を活用しながら引き続き図ります。

(具体的な施策)

施策群	具体的な取組		
	継続した取組	短期的な取組	中長期的な取組
土地改良事業の実施	・土地改良区等への農道等維持補修の支援	・ほ場整備実施に向けた地元の気運醸成 ・農道や用排水路の整備、維持管理等、対策について検討	・ほ場整備事業の実施
農地の保全・集約	・農地中間管理事業の実施（再掲）	・地域計画の策定（再掲） ・地域計画に基づく中核的担い手への農地の集約（再掲） ・農地所有者の将来の農地利用の意向把握	・作物毎の農地の集約（再掲） ・農地のマッチング（再掲） ・離農者からの事業承継の仕組みの検討（再掲） ・地域を巻き込んだ農地保全の取組の検討（再掲）
農作物被害対策	・猟友会への有害鳥獣捕獲委託 ・侵入防止柵等設置の支援	・狩猟者育成に向けた取組 ・農業者が自ら行う防除策への支援	・捕獲有害獣の有効活用への検討

(3) 主な作物の振興方策

本市の特産物は、前述のとおり「茶（てん茶）」、「梅」、「イチジク」、「カンショ（寺田イモ）」、「花き」と四季折々の高収益作物があります。これら作物の振興について、平成30年度に策定した6次産業化と農商工連携を推進する計画である、「オール城陽で進める1×2×3推進プラン」も踏まえつつ、ブランド化と付加価値向上に向けた取組を進めます。

①茶（てん茶）

宇治抹茶の原材料である本市のてん茶は、これまで何度も全国茶品評会等において農林水産大臣賞や産地賞等を獲得しているなど、その品質は高く評価されており、本市は高級茶の産地として知られています。また、若手農業者も比較的多く、生産の担い手の観点からも生産基盤は整っています。

本市のてん茶は茶農家による生産・収穫後、荒茶として茶商に卸される中枢経路の他、市内事業者の和洋菓子や市外の高級洋菓子メーカーの商品の原材料として使用されています。また、生産組合により城陽産てん茶のみを利用した最高級抹茶や6次産業化商品が製造・販売されていますが、消費者への更なる認知が課題となっています。

加えて、市内関係団体が主体となった市内外への本市の茶のPRや茶文化の普及・啓発に向けた取組、茶摘み体験等のサービス提供などの取組も行われています。また、木津川の堤防沿いには、平成28年度に日本遺産の一部に認定された茶園が広がっています。

これらを踏まえ、引き続き京都府等の支援も活用しながら生産振興に取り組むとともに、本市の茶を活用した商品・サービスの開発や、茶文化の普及等に向けた取組や茶のPR・ブランド化の取組を生産者等とともに一層取り組みます。

②梅

市の木である本市の梅は生産量の約半分が城陽市特有品種の城州白です。城州白は、厚い果肉や芳醇な香り等により加工・販売事業者等からその品質が高く評価されており、他地域の梅に比べても高値で取引されています。また、一般市場には出回っておらず、市内の酒造メーカーによる梅酒や市内の漬物事業所による梅干しなど、その需要は供給を上回っている状況にあります。

一方で、昨今では次代を担う若い農業者の減少や梅林の老朽化等により生産量が減少傾向にあり、需要に応じるための生産量の維持・拡大が課題となっています。特に、を中心とした有害獣への対応が深刻な課題となっています。

以上を踏まえ、これまでの生産振興策に加え、大学等研究機関との生産技術の研究や城州白の成分優位性の研究、また生産量の維持・拡大に向け接木技術の継承や、梅の生産に意欲を持っている事業者への支援などの生産振興策や、有害獣に対する地域のまとまった取組に対する支援、城州白を中心とした梅のブランド力や価格向上の取組の促進を図ります。

③イチジク

本市のイチジクは梣井ドーフィンという品種が中心で、生産されたイチジクは、J A京都やましろを通じて京都市場へ出荷・販売される他、市内の直売所や農業者個人の直売にて販売されています。また、東京・豊洲市場への出荷も行われ、関東圏においても高く評価を得ています。朝採り完熟イチジクに対する消費者からのニーズは根強く、比較的高値で取引されています。

加えて、農業者との直接取引により、イチジクを利用した創作料理を提供する飲食店や和洋菓子を製造・販売する市内商工業者もおられます。

令和元年に一流シェフによるイチジク料理試食会が開催されて、以来、市内飲食店や和洋菓子店、直売所等の協賛によるスタンプラリーイベント、農業者自ら企画したマルシェなど、市内一丸となってイチジクのPR・ブランド化に取り組んでいます。

また、市内農業者が自ら開発したイチジク商品や市内外の商工業者と連携した開発商品が生まれており、加工品の素材としての魅力も高まっています。

以上を踏まえ、生産振興・消費拡大策や6次産業化・農商工連携の取組の継続と、市内一丸となった「完熟イチジクのまち・京都城陽」としてのイチジクのPR・ブランド化の取組を促進します。

④カンショ（寺田イモ）

寺田イモは、本市西部の荒州地域の砂質土壌で栽培されているカンショ（サツマイモ）の通称です。従来からその味は高く評価され、農業者により観光農園が運営されていますが、生産量が限られていることなどから、共同出荷は行われておらず、大部分が直売所での販売や相対により取引されているため、一般市場にはほとんど出回っていません。寺田イモを市の特産物として生産できるよう、J Aと協力し、引き続き支援に取り組めます。

⑤花き

本市の花き生産は主として湧水花き類で、豊富な地下水を活かし花しょうぶ、カキツバタ、カラー、花ハス等が代表的なものとして栽培されています。特に本市は花しょうぶの一大産地となっており、市の花ともなっています。一方で、近年花しょうぶ等の疫病被害が深刻となっており、花しょうぶ等の生産者も減少傾向にあり、産地の維持が課題となっています。

また、花壇苗等の苗類を全国に販売されている農業者や、水生植物を全国のホームセンター等と直接取引されている農業法人があります。

以上を踏まえ、これまでの生産振興策に加え、花しょうぶを始めとする花き生産者育成に向けた取組や、販路拡大に向けたPRを図ることで、産地の維持に努めるとともに、花しょうぶ等の疫病被害対策について京都府や研究機関等との連携した取組を進めます。

⑥水稲・その他の作物

本市では、上記農産物以外にも水稲も多く栽培される他、個々の農業者がトマトやネギ、ナス等の野菜を中心とした農産物を生産されており、学校給食や大手スーパーに出荷されています。これら野菜類につきましては、JAや京都府と連携して栽培技術の普及や水稲からの転換や、JA京都やましろの統一部会を通じて、山城地域としての産地づくりに取り組みます。

また、水稲につきましては、単一作物としては市内で最も多く栽培されていること、農地保全の観点から農地の維持に寄与されており、農地の持つ多面的機能の面において土砂崩れや土の流出を防ぐことや、洪水の防止、川の流れを安定させきれいな地下水をつくること、美しい風景や生き物をはぐくむといった一面もあります。しかし、年々深刻化しているジャンボタニシによる水稲被害や、近年の米の買い取り価格の下落に伴い、米を作っても赤字になる状況となっています。

以上を踏まえ、水稲については高収益作物への転換を図りつつ、農地の保全や収益性向上に向けて、ジャンボタニシ対策の取組への支援の継続等、米のブランド化に向けた生産技術向上の取組をJAや京都府と連携し、水稲生産者への支援を図ります。また、農作業受託組織の育成を図るとともに、組織への農地の集約を図ります。さらに、中長期的には農機の負担軽減も含め、ミニライスセンター設置に向けた検討を進めます。

5. 地区別の振興方策

本市では、令和2年度から地域の将来の農業の姿を地域で話し合い、作る将来計画である「京力農場プラン」の作成の取り組みを久津川地区、寺田地区、富野地区、青谷地区において地域が主体となって進めてきました。プラン策定過程で出された意見を踏まえ、地区ごとの取組について示しています。

なお、本項目の数値は令和2年に実施した城陽市の農業に関するアンケート調査結果によるものであり、合計が統計調査の数値と一致しません。

(1) 各地区の概況

①農地の状況と農業者の状況

耕作放棄地の状況は青谷地区で最も大きく、全体の42.7%を占めています。また、75歳以上の農業者数も現在はこの地区も20%台となっていますが、5年度は35%以上となっています。特に寺田地区では48.9%と最も高くなっています。中核的担い手の経営面積についても、規模拡大の予定も含めた令和8年度の面積でも107.31haと全体の農地面積512haの約1/5程度となっています。

	農地面積 (参考)	耕作放棄地	農業者数	75歳以上		中核的担 い手の経 営面積 (令和4 年度)	中核的担 い手の経 営面積 (令和8 年度)	中核的担 い手の数	認定農業 者		
				75歳以上 (現在)	75歳以上 (5年後)				認定農業 者	認定新規 就農者	法人
久津川	66ha	0.49ha (18.8%)	142人	34人 (23.9%)	55人 (38.7%)	17.67ha	19.55ha	10	9人	0人	1
寺田	150ha	0.88ha (33.8%)	329人	95人 (28.8%)	161人 (48.9%)	29.25ha	34.15ha	10	2人	0人	8
富野	160ha	0.12ha (4.6%)	353人	72人 (20.3%)	132人 (37.3%)	27.73ha	33.66ha	20	17人	1人	2
青谷	136ha	1.11ha (42.7%)	238人	56人 (23.5%)	91人 (38.2%)	16.79ha	19.95ha	12	8人	1人	3
合計	512ha	2.60ha	1,062人	257人 (24.1%)	439人 (41.3%)	91.44ha	107.31ha	52	36人	2人	14

出典：耕作放棄地は農地利用状況調査、それ以外の項目は城陽市の農業に関するアンケート調査結果（令和2年5月11日）

②各地区の主な栽培作物

各地区の主な栽培作物では、どの地区においても、水稻が最も大きく栽培されています。特に、寺田地区において、31.01haと、全体の37%が栽培されています。また、久津川地区の12.29haを中心に、各地区で茶が栽培されています。イチジクにつきましては、富野地区で7.59haを最も大きく栽培されています。

(単位：ha)

	久津川	寺田	富野	青谷	合計
水稻	15.56	31.01	24.12	13.05	83.74
茶	12.29	3.10	2.60	6.50	24.49
イチジク	-	1.86	7.59	0.40	9.85
採卵養鶏	-	8.50	-	-	8.50
梅	-	-	1.00	6.70	7.70
混作野菜	0.75	4.96	-	-	5.71
花ハス	-	2.00	1.65	1.80	5.45
水生植物	-	2.01	-	-	2.01
カキツバタ	-	2.00	-	-	2.00
トマト	0.76	0.30	0.50	0.43	1.99
花しょうぶ	-	-	1.77	-	1.77
ネギ	-	1.21	0.40	-	1.61
カンショ	0.47	0.93	-	-	1.40
カラー	-	-	0.65	0.50	1.15
花壇苗	-	-	0.95	-	0.95
桃	-	-	0.53	-	0.53
柿	-	-	0.47	-	0.47
水菜	-	0.38	-	-	0.38
ナス	-	-	-	0.21	0.21
合計	29.83	58.26	42.23	29.59	159.91

(注) 作物面積は、城陽市の農業に関するアンケート調査結果によるもので、合計が統計調査の面積と一致しない

(2) 地区別の課題と振興方策

①久津川地区

市内の農業者が1,062人のうち、142人が久津川地区で耕作されており、全体の約13%を占めています。

久津川地区は木津川の堤外地や、上津屋、平川地区を中心に抹茶の原料となる良質な「てん茶」の生産が盛んです。伝統的なよしずなどを使用し、遮光調整した最高級のとん茶栽培を行う本ず栽培も行われており、全国茶品評会で産地賞を受賞するなど、高品質な茶が栽培されています。さらに上津屋の浜茶は、平成27年度に『日本茶800年の歴史散歩～京都・山城』を構成する景観、『流れ橋と両岸上津屋・浜台の「浜茶」』として、日本遺産に認定されています。城陽市全体の栽培面積24.49haのうち、12.29haと全体の約50%が栽培されています。てん茶は、主に認定農業者が生産されています。6次産業化・農商工連携の取り組みとして、茶を用いた産品が誕生しています。

また、上津屋、平川地区を中心にトマトの生産も盛んです。城陽市全体の栽培面積は、1.99haうち、0.76haと全体の約38%が栽培されています。近年では、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業や施設栽培による栽培方法により、気候に左右されにくく、年間を通じた栽培により、生産性の向上を図られている農業者もおられます。また、この地区には水田も多く広がっており、全体の水稲の面積が83.74haに対し、15.56haが栽培されています。

一方で、城陽市全体で耕作放棄地が2.6haになっていますが、当該地区の耕作放棄地は0.49haとなっており、全体の約19%と少ない状況です。中核的担い手の数が全体の52戸に対し、この地区は10戸となっています。

(課題)

現在の当該地区の75歳以上の農業者が現状で34名に対して、5年後は55名になり、約40%が75歳以上となる状況になります。また、農用地でも農地を維持できない農業者も見受けられます。

このような現状であることから、規模縮小する意向のある農業者の農地を、規模拡大を希望する認定農業者や地域で意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者に集積する必要があります。この地域の中核的担い手以外の132名の農業者は、農地保全に活躍されており、引き続き、農地を保全していくことが課題となっています。

昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.49haではあるものの、

これ以上増やさないため、法人や認定農業者への更なる受委託等を図る必要があります。

また、持続可能な集落とするため、地域内や他集落の認定農業者、地域に進出意向を持つ新規就農者が利用及び耕作しやすいような農地にするため、必要に応じて進入路の確保を図るなど、環境の改善を講じる必要があります。

(振興方策)

特産物のブランド化による安定した農業経営を目指し、久津川地区で多く栽培されている茶については、日本を代表する茶の産地として、伝統技術を守っていくため、京都府の事業を活用し、商品価値の高い良質茶生産の推進を図ることや、6次産業化・農商工連携の取組を通じて、商品開発の促進によりさらなる産地づくりを目指します。

トマトについても、水稻等からの転換により産地の拡大を図ります。他にも、今後、想定される担い手不足などの問題を解消するために、新たな取組であるスマート農業等の導入により、高品質及び省力化を推進します。

②寺田地区

市内の農業者が1,062人のうち、329人が寺田地区で耕作されており、全体の約31%を占めています。

城陽市の中心部に位置する寺田地区は、本市特産物である茶3.1haやイチジク1.86haに加え、ネギ1.21ha、水菜0.38ha、トマト0.3ha等の野菜など城陽市で最も幅広く作物を栽培されている地区です。特に木津川の氾濫で出来た砂地の畑で栽培されているカンショは、寺田イモとして高い知名度を誇っています。また、水主地区を中心にカキツバタ2.0haを始め、花ハス2.0ha、水生植物2.01haの生産も盛んな地区となっています。当該地を中心に水生植物の6次産業化に取り組む法人もあり、寺田地区だけでなく、他の地域でも規模拡大の意向を持っています。

地区の東部には城陽で唯一の養鶏場があり、自社で生産した鶏卵及び鶏肉に加え、市場等から納入した肉・野菜等を販売しており、市民の食の供給源となっています。また、農産物直売所として「城陽旬菜市」も本地区にあります。そして、この地区には水田も多く広がっており、全体的水稻の面積が83.74haに対し、31.01haが栽培されており、城陽市で最も水稻の耕作面積が多い地区となっています。また、地区内では、15.4ha近く的水稻の作業受委託が行われています。

一方で、城陽市全体で耕作放棄地が2.6haになっていますが、当該地区の耕作放棄地は0.88haとなっており、全体の約34%と多い状況です。

中核的担い手の数が全体の52戸に対し、この地区は10戸となっており、そのうち、法人が8を占めており、最も中核的担い手の法人数が多い地区となっています。また、近年では、城陽市外の認定農業者も参入されています。

(課題)

現状の当該地区の75歳以上の農業者が95名に対して、5年後は161名になり、約49%が75歳以上となり、城陽市で最も多い状況となっています。

このような現状であることから、規模縮小する意向のある農業者の農地の規模拡大を希望する認定農業者や地域で意欲ある農家への集積を実施し、当該地で作業受委託を行う必要があります。この地域の中核的担い手以外の319名の農業者は、農地保全に活躍されており、引き続き、農地を保全していくことが課題となっています。

特に、昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.88haとなることから、これ以上増やさないためにも法人への集積化と法人や認定農業者への更なる受委託等を図る必要があります。また、持続可能な集落とするため、集落で方策を検討するとともに地域内や他集落の認定農業者、地域に進出意向を持つ新規就農者が利用及び耕作しやすいような農地にするため、必要に応じて進入路の確保を図るなど、環境の改善を講じる必要があります。

(振興方策)

経営を安定させるためには、一定以上の規模で経営を行う必要があるため、農地の集積化を目指します。また、水稻から高収益作物への転換により産地づくりを図ります。

また、継続可能な地域に向けて、地域内での話し合いを継続し、認定農業者や地域の意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者が利用及び耕作しやすい農地のあり方について検討します。特にこの地域は、法人数が極めて多いことから、規模拡大を希望する法人への集積を積極的に進めます。

今後も、新規就農者・担い手農家の育成や規模拡大を希望する担い手農家や地域の意欲ある農家への農地集積の取組(対象地域外の認定農業者へ集積の検討)を図ります。

本地区内では、農地の転用も多くされていますが、既存農地が新たに都市的土地利用を図る場合においても周辺農地への影響を最小限とし、引き続き営農できるよう農業しやすい環境の継続に向け農業者に寄り添った対応を進めます。

③富野地区

市内の農業者が1,062人のうち、353人が富野地区で耕作されており、全体の約33%を占めており、本地区は、市内で農業者が多い地区であります。

主な栽培作物としては、枇杷庄地区を中心にイチジクの生産が盛んな地区であり、城陽市全体の栽培面積9.85haのうち、7.59haと全体の約77%が栽培されています。収穫されたイチジクは、JA京都やましろを通じて京都市場へ出荷・販売される他、市内の直売所や農業者個人の直売にて販売されています。また、東京・豊洲市場へのお荷も行われています。さらに、6次産業化・農商工連携の取り組みとして、イチジクを用いた産品も誕生しています。

また、豊富な水源を利用した城陽市の市花である花しょうぶを始め、カラーや花ハスなどの花き類の生産も盛んな地区となっています。城陽市全体の栽培面積13.33haのうち、花しょうぶ1.77ha、花ハス1.65ha、花壇苗0.95ha、カラー0.65haとなっています。他にも、抹茶の原料となる良質な「てん茶」の生産やトマト等の野菜や桃や柿をはじめとする果樹など幅広い作物を栽培されています。柿については、主に富有柿が栽培されています。各作物の栽培面積は、茶2.6ha、梅1ha、桃0.53ha、トマト0.5ha、柿0.47ha、ネギ0.4haとなっています。そして、この地区には水田も多く広がっており、全体の水稻の面積が83.74haに対し、24.12haが栽培されています。

一方で、城陽市全体で耕作放棄地が2.6haになっていますが、当該地区の耕作放棄地は0.12haとなっており、全体の約4.6%と極めて少なく、城陽市で1番耕作放棄地が少ないことから、本地区は、市内で最も農業が盛んな地区であるとも言えます。中核的担い手の数が全体の52戸に対し、この地区は20戸となっており、他の地区と比較して1番多い地区です。また、認定新規就農者が1名誕生し、意欲のある若い農業者が増えつつある地区です。

(課題)

現在の当該地区の75歳以上の農業者が72名に対して、5年後は132名になり、約37%が75歳以上となる状況となり、規模縮小や離農する農業者が大量に発生することが考えられます。この地域の中核的担い手以外の335名の農業者は、農地保全に活躍されており、引き続き、農地を保全していくことが課題となっています。

次に、シカやアライグマなどの有害獣による被害が近年拡大しています。また、大型農機の導入・更新時における経営の負担が大きいため、離農する

恐れがあります。また、昨今では長雨などの異常気象が続いて作物が作りにくい状況が生じており、これらへの対応が必要です。

さらに、昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.12haではあるものの、これ以上増やさないことが課題であります。また、進入路が無いなど、農業がやりにくいということが課題となっています。

(振興方策)

安定した農業経営を目指し、富野地区で多く栽培されているイチジクについては、水稻等からの転換を通じて生産量の拡大や、6次産業化・農商工連携の取組を通じて、商品開発の促進によりさらなる産地づくりを目指します。花き類についても、水稻等からの転換により産地づくりを進めます。

女性や様々な年代の農業者が農業しやすい環境づくりを進めます。規模縮小する意向のある農業者の農地については、規模拡大を希望する農業者や地区に進出意向のある農業者へ集積に向けた地区の話し合いやマッチングを進めます。

有害鳥獣対策として、行政の支援を活用しながら、侵入防止柵の設置などの取組みを地区で検討します。大型農機の導入・更新については、共同利用等の検討など、地区として負担軽減につながる方策を検討します。さらに、産地を確立するために、異常気象に対応した栽培管理技術の検討を支援機関とともに進めます。

④青谷地区

市内の農業者が1,062人のうち、238人が青谷地区で耕作されており、全体の約22%を占めています。

主な栽培作物としては、中地区、市辺地区を中心に梅の生産が盛んな地区であり、城陽市全体の栽培面積7.7haのうち、6.7haと全体の約87%が栽培されており、京都府内で一番の梅の産地となっています。本市特有の品種である「城州白」は厚い果肉や芳醇な香り等によりその品質が高く評価されており、収穫された梅は、JA京都やましろを通じて市内酒造メーカーや漬物メーカーに卸され、城州白を使用した梅酒や梅干し等が製造・販売されています。

また、奈島・十六地区を中心にてん茶も6.5ha栽培され、盛んな地区となっています。青谷地区ではその他にもカラーや花ハスといった花き類やトマトやナスといった野菜類も多く栽培されています。

各作物の栽培面積は、花ハス1.8ha、カラー0.5ha、トマト0.43ha、ナス0.21haとなっています。そして、この地区には水田も多く広がっており、全体的水稻の面積が83.74haに対し、13.05

h a が栽培されています。

一方で、城陽市全体で耕作放棄地が 2. 6 h a になっていますが、当該地区の耕作放棄地は 1. 1 1 h a となっており、全体の約 4 2. 7 % と極めて多くなっています。中核的担い手の数が全体の 5 2 戸に対し、この地区は 1 2 戸となっています。また、青谷地区では認定新規就農者が 1 名誕生し、他の産業から農業分野に参画する事業者もみられます。

(課題)

現在の当該地区の 7 5 歳以上の農業者が 5 6 名に対して、5 年後は 9 1 名になり、約 3 8 % が 7 5 歳以上となる状況となり、規模縮小や離農する農業者が大量に発生することが考えられます。この地域の中核的担い手以外の 2 2 6 名の農業者は、農地保全に活躍されており、引き続き、農地を保全していくことが課題となっています。

次に、シカやアライグマなどの有害獣による被害が近年拡大しています。また、昨今では梅林の老朽化等により梅の生産量が減少傾向にあり、生産量の維持・拡大が課題となっています。

さらに、昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、本地区に 1. 1 1 h a 存在する耕作放棄地をこれ以上増やさないことが課題となっています。また、進入路が無いなど、農業がやりにくいということが課題となっています。

(振興方策)

安定した農業経営を目指し、青谷地区で多く栽培されている梅については、接木技術向上に向けた取組や、有害獣から梅を守る取組等を通じてさらなる産地づくりを目指します。

トマトやナスについても、水稻等からの転換により産地づくりを図ります。

他にも、今後、想定される担い手不足などの問題を解消するために、新たな取組であるスマート農業等の導入により、高品質及び省力化を推進します。規模縮小する意向のある農業者の農地については、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者へ集積に向けた地域の話し合いやマッチングを進めます。

有害鳥獣対策として、行政の支援を活用しながら、侵入防止柵の設置などの取組を地域で検討します。

＜参考＞

本市では、令和4年6月16日（木）、令和4年6月24日（金）、令和4年6月29日（水）、令和4年7月21日（木）に市内農業者等を対象に、京力農場プランの作成検討会を開催しました。主な意見を紹介します。

意見

- ・ 農業を始める時の初期投資が大きな負担。共同利用など、生産者の負担軽減をみんなで考える必要がある。
- ・ 城陽市で農業を始めたいという意欲ある新規就農者も農地がなかなか見つからない、所有者とのマッチングが出来ればよいのでは。
- ・ 城陽市は狭い農地が多く、農機が入らない。農地を集約する必要がある。
- ・ 女性が農作業をするとき、力仕事が多く大変。そもそも妻も始め家族が協力しないと農業は成り立たない。女性も農業がしやすい環境整備が必要。
- ・ 農業の最盛期は休みが取れないのが悩みである。
- ・ 農機を更新するのが大きな負担。農業で元を取るのには難しい。農機が故障しても買えないので離農する方もいる。
- ・ 近年シカやアライグマなどの鳥獣被害が増えてきて、果樹を始めとする農作物の被害が多い。
- ・ 近年の異常気象への対応が難しい。
- ・ 水稻から果樹等に転換するにも農地の水はけが悪く、排水を改善しようとすると土を多く入れる必要があり、かなりの費用がかかる。
- ・ 息子はいるが、農業は大変であり、後を継がせる気はない。
- ・ 認定農業者は現状の経営面積で手一杯の状況であり、小さい面積で経営が成立していることが城陽の農業の特徴である。これ以上、ましてや水稻の規模拡大は難しい。
- ・ 地区毎でポンプの扱いなどのルールや、土質など、条件が異なり他の地区への規模拡大は難しい。
- ・ 地区外の人と、地区内の人でポンプなどの共同管理におけるルールが守られないことがある。
- ・ ジャンボタニシの防除は地区全体で行わないと効果が薄い、地区外の所有者の農地は実施ができない。
- ・ 近年では、地域のルールが守れない農家も増えてきている。
- ・ 今後全ての農地を守るのではなく、都市計画と併せて優良な農地をどこまで残していくか考える必要がある。
- ・ 米を作っても赤字になるため、水稻だけで経営が成立している農家は城陽にはいない。農地を守るという観点からも水稻の栽培は、例えば定年帰農者による組織など、新たな組織を作り、また、ミニライスセンターなどの

共同施設が一つ欲しい。

- 茶葉の平均単価が下がっており、経営が難しい。
- 近隣の貸農園の耕作者のマナーが悪い。
- 農地の形状が悪く農機の進入が難しい農地が多い。ほ場整備ができればよいが、現状難しい。せめて農道だけでも広くしないと耕作放棄地が広がる一方である。
- 農地所有者は農地を保全する義務があるという認識が必要。
- 農業を辞めたい人に、農地のマッチングをするには誰でもよいのか、そうでもないのかを含めた意向把握が必要。
- 農業者は作物をつくるだけでなく、販売の努力も必要。
- 久御山では地区の代表者が苦労して基盤整備を行った。地域で団結することが必要。
- 兼業農家は週末しか農作業ができず、水田の水抜きなど困難。
- 女性の農業者も少しずつ増えており、女性ならではの得意な分野もある。
- 農地のマッチングにあたっては、予定する作物の確認など、その場所に適しているかどうかの考慮も必要。
- 今後将来的に後継ぎの心配がないという農業者は少ないのでは。城陽市全体の農地面積を維持する必要があるのか所有者の意向も含め地域で考える必要がある。

城陽市の農業経営体の類型

①兼業農家等（高齢）の推移（人）

	現在	5年後
第1種（高齢）	11	14
第2種（高齢）	41	65
自給的農家（高齢）	82	116
耕作なし（高齢）	59	140
回答なし（高齢）	9	31
合計	202	366

高齢
(75歳以上)

②専業農家（高齢）の推移（人）

	現在	5年後
専業（高齢）	55	73

専業（高齢）
（後継者無）

専業（高齢）
（後継者有）

定年後就農

定年年齢

第1種・第2種兼業農家

兼業

農業を主とした多角経営

法人

専業（中核）

不動産収入有

不動産収入無

④専業農家（若年）の推移（人）

	現在	5年後
専業	176	137

専業

③兼業農家等（若年）の推移（人）

	現在	5年後
第1種	54	24
第2種	193	128
自給的農家	227	169
耕作なし	94	94
回答なし	13	23
合計	581	438

若年
(75歳以下)

新規就農者

実家農家

脱サラ

新卒

⑤世帯の推移（世帯）

	現在	5年後
専業	110	97
第1種	27	18
第2種	124	93
小計	261	208
自給的農家	194	174
耕作なし	156	213
回答なし	30	46
小計	380	433
総合計	641	641

※第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家をいう

※第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家をいう

⑥市内の農地の状況

(ha)

地区の耕地面積	513.52
アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	281
75歳以上の農業者の耕作面積の合計	59.79
75歳以上の農業者のうち、後継者未定の耕作面積の合計	42.05
今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.87

※上記数値は城陽市の農業に関するアンケート（令和2年5月11日）の結果をもとに作成。

※農業者の死亡や新規就農は考慮していない。

※現在の農家種別が5年後にどのように推移するのは不明。

（解説）

- ・①を見ると、全ての項目において増加していますが、とりわけ自給的農家と耕作なしが増えており、離農者が増えるものと考えられます。
- ・⑤を見ると、専業と第1種、第2種が減少し、耕作なしが増えており、①と同様に離農者の増加が考えられます。
- ・⑥を見ると、後継者未定の耕作面積が42.05haに対し、中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積15.87haと耕作者未定の面積の方が大きく、耕作放棄地となる恐れがあります。

⇒以上のことから、多様な担い手による農地の保全・活用の取組や、農業で経営できるように農作業しやすい環境づくりの取組を検討する必要があります。